

基地関係調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり基地関係調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 基地関係調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条
- 3 目 的 米軍基地関係に関する調査
- 4 委員の定数 9人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

(提案理由)

米軍基地から派生する諸問題に関し、村民の生命・安全・財産を守る立場から調査するために設置する。